

# 地方道路公社の負債に係る将来負担額の算定方法（将来負担比率）

- 地方道路公社の負債のうち、当該道路公社の財務内容その他の経営の状況を勘案して、当該道路公社を設立した地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額を、将来負担額として将来負担比率に算入。
- 以下の①「負債額」から②「償還財源見込額」を控除した額を、将来負担比率に算入する将来負担額(①-②)とする。
- 共同設立法人である場合は、地方道路公社に対する出資割合等により案分した(①-②)の額をそれぞれの将来負担額とする。

- 将来負担比率の対象となる地方道路公社の負債の額のイメージ

